



三重県公報

令和2年12月15日 (火)

第 167 号

毎週火・金曜日発行

目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
規 則			
80	三重県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則	(大気・水環境課)	2
告 示			
855	熊本県の一部の地域における三重県県税条例の規定により延長した県税の申告等の期限の指定	(税 務 企 画 課)	2
856	証紙の販売所の所在地を変更する旨の届出	(出 納 局)	2
海 調 委 告 示			
10	三重海区におけるくろまぐろ養殖業についての指示	(海区漁業調整委員会)	2
訓 令			
10	三重県庁舎防火等管理規程の一部を改正する訓令	(管 財 課)	4
公 告			
	土地改良区役員の退任の届出	(農地調整課)	4
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(同)	4
	土地改良区の定款変更の認可	(同)	5
	鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律の規定による認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定を行った旨	(獣 害 対 策 課)	5
	建築基準法の規定による道路の位置指定の廃止	(建 築 開 発 課)	5
特 定 調 達 公 告			
	一般競争入札を行う旨	(鈴鹿地域防災総合事務所)	5

規 則

三重県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則を、ここに公布します。

令和二年十二月十五日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県規則第八十号

三重県小規模水道条例施行規則の一部を改正する規則

三重県小規模水道条例施行規則（昭和四十一年三重県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第一号様式から第四号様式までの規定中「三重県知事 みて」を「三重県知事 宛て」と改め、「印」を削る。

第五号様式中「三重県知事 みて」を「三重県知事 宛て」と、「氏名（名称及び代表者の氏名） 印」を「氏名（名称及び代表者の氏名）」に改める。

第七号様式中「三重県知事 みて」を「三重県知事 宛て」と改め、「印」を削る。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の三重県小規模水道条例施行規則の規定に基づいて提出されている申請書その他の書類は、改正後の三重県小規模水道条例施行規則の規定に基づいて提出された申請書その他の書類とみなす。

告 示

三重県告示第 855 号

三重県県税条例（昭和 25 年三重県条例第 37 号。以下「条例」といいます。）第 11 条第 1 項の規定により、熊本県の一部の地域における三重県県税条例の規定による県税の申告等の期限の延長（令和 2 年三重県告示第 523 号）において別に告示で定めることとされている期日は、その申告等の期限が令和 2 年 7 月 4 日から令和 3 年 1 月 31 日までの間に到来するものについて、同年 2 月 1 日とします。

令和 2 年 12 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

三重県告示第 856 号

三重県証紙条例（昭和 40 年三重県条例第 12 号）第 5 条第 1 項の規定により指定した証紙の販売人から、販売所の所在地を次のとおり変更する旨の届出がありました。

令和 2 年 12 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

販売人の名称	販売所の名称	所在地		変更年月日
		旧	新	
株式会社 百五銀行	青山支店	伊賀市阿保 19 番地	名張市夏見 3224 番地の 3 (名張支店内)	令和 3 年 1 月 25 日
	鈴鹿支店 若松出張所	鈴鹿市若松北 1 丁目 36 番 21 号	鈴鹿市西条 4 丁目 138 番地 (鈴鹿支店内)	

海 調 委 告 示

三重海区漁業調整委員会告示第 10 号

くろまぐろ養殖業を内容とする区画漁業で用いられる 1 年当たりの天然種苗の活込尾数について、漁業法（昭

和 24 年法律第 267 号) 第 120 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり指示します。

令和 2 年 12 月 15 日

三重海区漁業調整委員会会長 掛 橋 武

1 天然種苗の活込尾数の制限

次の表の左欄に掲げる区画漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1 年当たりの天然種苗の活込みをする数量の合計は、右欄に掲げる活込尾数を超えてはなりません。

区画漁業権	活込尾数
三重区第 1501 号	16 千尾
三重区第 1502 号 (漁場区域 2)	8 千尾
三重区第 1503 号	30 千尾

2 天然種苗の活込みをした数量の報告

1 の表に掲げる区画漁業権を行使する者は、次の表の左欄各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ同表の中欄に掲げる集計の日ごとに当該日が属する月、旬又は当該日における天然種苗の活込みをした数量を集計し、その数量を証する受取伝票の写しを添えて、同表の右欄に掲げる報告の期限までに三重海区漁業調整委員会(以下「委員会」といいます。)に報告しなければなりません。ただし、1 年当たりの活込みをした数量の合計が 1 に掲げる活込尾数の 8 割の数量に到達したときは、当該到達の日から当該到達の日が属する年の末日までの間、それぞれ天然種苗の活込みをした日ごとに当該日における活込みをした数量を集計し、その数量を証する受取伝票の写しを添えて、当該日から 3 日以内に委員会に報告しなければなりません。

期間の区分	集計の日	報告の期限
(1) 1 月 1 日から 6 月 30 日までの間	月の末日	7 月 10 日まで
(2) 7 月 1 日から 9 月 30 日までの間	旬の末日	当該旬が属する月の翌月の 10 日まで
(3) 10 月 1 日から 12 月 31 日までの間	活込みをした日	当該日から 3 日以内

3 取扱要領

この指示で定めるもののほか、活込みをした数量の報告及び確認等に関する取扱いについては、委員会が別に定めます。

4 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和 3 年 1 月 1 日から同年 12 月 31 日までとします。

訓 令

三重県訓令第10号
三重県議会訓令第4号
教 委 訓第9号

庁 中 一 般
三重県議会事務局
局 内 一 般

三重県庁舎防火等管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和2年12月15日

三重県知事 鈴木 英 敬
三重県議会議長 日 沖 正 信
三重県教育委員会教育長 木 平 芳 定

三重県庁舎防火等管理規程の一部を改正する訓令

三重県庁舎防火等管理規程 昭和41年三重県警察本部訓令第6号 の一部を次のように改正する。
三重県訓令第20号
三重県議会訓令第1号
教 委 訓第4号
三重県人事委員会訓令第1号
三重県企業庁訓令第8号
三重県監査委員訓令第1号

別記様式中「印」を削る。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和2年12月15日

三重県知事 鈴木 英 敬

川島土地改良区（四日市市川島町 5586 番地）

退任理事

四日市市川島町 3241 番地 4

稲垣 収 三

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

令和2年12月15日

三重県知事 鈴木 英 敬

高野井土地改良区（津市一志町八太 1358 番地 1）

退任理事

津市一志町八太 971 番地

村田 昌 昭

就任理事

津市一志町八太 875 番地

山口 章

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 30 条第 2 項の規定により、高野井土地改良区（津市一志町八太 1358 番地 1）の定款の変更を認可しました。

令和 2 年 12 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成 14 年法律第 88 号）第 18 条の 7 第 1 項の規定に基づき、認定鳥獣捕獲等事業の変更の認定を行いましたので、同条第 2 項で準用する同法第 18 条の 5 第 2 項の規定により、次のとおり公告します。

令和 2 年 12 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 変更認定年月日
令和 2 年 10 月 30 日
- 2 変更内容
捕獲従事者及び事業管理責任者の交代に係る変更
- 3 変更の認定に係る鳥獣捕獲等事業者の名称等
 - (1) 名称
一般社団法人 三重県猟友会
 - (2) 住所
三重県津市桜橋 1 丁目 104 番地
 - (3) 代表者の氏名
松岡 繁

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により指定した道路について、次のとおり廃止しました。

令和 2 年 12 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

廃止年月日	指 定年月日	申 請 者		道路の位置	道路幅員及び延長		
		氏 名	住 所		道 路 番 号	幅員(m)	延長(m)
令和 2 年 12 月 2 日	昭和 44 年 3 月 31 日	有限会社 上埜 不動産 代表取締役 上 埜 修	伊勢市河崎 3 丁目 15-20	伊勢市神田久志本 町赤井 1784、1785、 1786、1787、1788、 1789、1790、1791	い	6.0	166.5

特定調達公告

次のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 2 年 12 月 15 日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 入札に付する事項
 - (1) 委託業務名
令和 2～5 年度 三重県鈴鹿庁舎清掃・警備業務委託
 - (2) 委託業務の特質等
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
 - (3) 委託期間
契約締結日から令和 6 年 3 月 31 日（日）までとします。
ただし、契約の履行期間は、令和 3 年 3 月 31 日（水）から令和 6 年 3 月 31 日（日）までとします。

- (4) 委託業務履行場所
三重県鈴鹿市西条5丁目117地内
- (5) 総合評価方式による一般競争入札
本入札は、物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札です。
- 2 入札参加者及び落札者に必要な資格
- (1) 競争入札参加資格
- ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。
- (2) 落札資格
- ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」という。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は落札停止要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- エ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号のいずれか、かつ、第5号及び第7号に掲げる事業について都道府県知事の登録を受けていること。
- オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律第6条に定める建築物環境衛生管理技術者を有し、当該施設の専任技術者として配置できること。
- カ 過去5年間に、事務所等の建築物で延べ面積3,000㎡以上の規模のものにおいて、清掃業務を通算3年以上履行した実績（6月以上継続の清掃業務実績）があること。
- キ 警備業法（昭和47年法律第117号）第4条の規定による都道府県公安委員会の認定を受けていること。
- ク 警備業務の実施体制のうち、1名以上は警備業法による施設警備業務検定1級又は2級の資格を有する者であること。
- ケ 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入（適用除外を含む。）していること。
- 3 入札に関する事項
- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」という。）の利用登録が必要です。
なお、本入札は特定調達（WTO）案件であるため、書面により本入札に参加する場合の利用登録申込については、電子証明書（ICカード）は不要とします。
- (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。
- 4 入札者及び落札候補者に求められる義務
- 本入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和3年1月13日（水）15時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては14に記載する所属に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。
- また、落札候補者にあっては、入札実施後に次の(2)から(4)までの書類を12(7)に掲げる締切日時までに提出してください。（(2)及び(3)にあっては、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により税務署等の関係機関に納税（徴収）猶予制度を受けるために申請したことで、締切日時までに納税証明書等の提出（提示可）ができない場合は、申立書を提出してください。）
- なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。
- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6

月以内に発行したものです。)の写し(提示可)

- (4) 2(2)エからケまでを証明する書類(技術提案書の提出時において確認できる場合は不要です。)

5 技術提案書の作成について

- (1) 評価基準表及び評価項目に関する調書に基づき技術提案書作成要領を参照のうえ作成してください。
- (2) 提出部数は、2部(正本1部及び複写用の副本1部)とします。
- (3) 原稿サイズはA4を基本(当該業務に係る従事予定計画表等でA4では収まらない場合は、A3を認めます。)とし、両面使用によりページ数は概ね300ページまでとしてください。また、フラットファイル等で製本してください。
- (4) 正本・副本共に、目次及びページを付し、正本のみインデックスを付けてください(副本は当方で複写用として使用するため、インデックスは付けなくても可。)
- (5) 製本の編綴順序は、評価項目に関する調書の順序のとおり編綴してください。
- (6) 一旦提出された技術提案書への修正、追加等は一切受理しません。また、技術提案書聴取会においても同様とします。なお、採点する上で追加書類が相当と考えられる場合、期日を指定して追加書類の提出を求める場合があります。
- (7) 技術提案書提出時に配置予定として専任される建築物環境衛生管理技術者は、業務履行に際し原則として変更できません。ただし、入院、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、発注者の了解を得なければなりません。
- (8) 契約締結後に提出する業務計画書において、配置される業務関係者のうち次に掲げる業務関係者は、技術提案書に記載された業務関係者の有資格者数を下回ることはできません。下回る場合は、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

ア 建築物環境衛生管理技術者

イ ビルクリーニング技能士

ウ 清掃作業監督者

エ 施設警備業務検定1級

オ 施設警備業務検定2級

- (9) 契約締結後に提出する業務計画書において、配置される業務関係者のうち配置予定清掃従業員の入札参加者における経験年数及び配置予定警備員の実務経験年数は、技術提案書に記載された業務関係者の経験年数を下回ることはできません。下回る場合は、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

6 技術提案書聴取会の実施について

- (1) 評価基準表に沿って技術提案書聴取会を行いますので、専任予定の建築物環境衛生管理技術者は必ず出席をお願いします。出席者は、専任予定の建築物環境衛生管理技術者を含めて3名以内とします。
なお、詳細は12(4)に掲げる日程により実施します。
- (2) 専任予定の建築物環境衛生管理技術者が技術提案書聴取会に出席できない場合は、評価基準表の聴取項目の評価項目の評価は0点とします。
- (3) 提出された技術提案書により全ての技術評価項目が0点となった提案者に対する聴取会は行いません。また、技術評価点は0点となり、落札者としません。
- (4) 落札資格要件を満たさない場合は、開札せずに入札の後、無効とし、落札者としません。

7 入札方法及び落札者の決定方法について

- (1) 別記「落札候補者決定基準」によるものとします。
- (2) 落札候補者について、2(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。
- (3) 入札保証金は、入札金額の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則(平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。)第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

8 低入札価格調査制度に関する事項

- (1) 予定価格の制限の範囲内で入札を行った者のうち総合評価方式により評価値が最も高い者の当該入札価格に100分の110を乗じて得た額が、低入札価格調査の基準価格(以下「調査基準価格」といいます。)を下回った場合には、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の10の2第2項の規定により低入札価格調査を実施します。
- (2) 調査基準価格を下回る額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札決定を保留し低入札価格調査の実施後に落札者を決定します。

また、当該落札候補者は、指定期日までに関係書類一式を提出するとともに、後日実施される聴取調査を受けなければなりません。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限り、）へ同様の調査を実施するものとします。

この指定期日までに関係書類一式を提出しない等、低入札に係る調査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

9 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。

(2) 契約保証金は、契約金額の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限り、）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去3年間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書をご提出いただく場合があります。

(3) 契約は、14に掲げる所属で行います。

(4) 契約書は2通作成し、双方各1通を保有します。

なお、契約金額は入札書に記載された金額の100分の110に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

10 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限り、

11 その他

(1) 当該入札に質疑（入札手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）がある場合は、12(1)にある締切日時までに行うものとします。（回答に時間がかかる場合がありますので、お早めをお願いします。）

(2) 本入札の事項その他に関し疑義がある場合は、14に掲げる所属に説明を求め、十分承知しておいてください。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申し立てることはできません。

(3) 本入札の参加にあたり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な入札を行わなければなりません。

(4) 契約の相手方となった場合には、仕様書等に記載された内容等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。

(5) 契約の相手方となった場合には、三重県が定める個人情報の取扱規定を遵守しなければなりません。

(6) その他必要な事項は、規則及び三重県物件等電子調達システム運用基準等に規定するところによります。

(7) 入札参加者が1者になった場合は、入札を中止又は延期する場合があります。

(8) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

(9) 技術提案書等提出された書類の返却は、一切行いません。

(10) 技術提案書等の作成にかかる経費については、同提案書提出者の負担とします。

また、入札等に関する経費においても同様とします。

(11) 参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成26年三重県告示第292号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続きにおいて、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契

約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続きの停止等を行うことがあります。

(12) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(13) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

12 期間の設定

(1) 質疑等の提出締切日時

令和2年12月24日（木）15時までに、本システムから質疑等を行ってください。ただし、書面による入札参加者にとっては、提出締切日時までに、14に掲げる所属へ書面（FAX可）で質疑申請を行ってください。質疑への回答は、令和3年1月5日（火）までに、「入札情報サービスシステム」の「入札予定（公告）詳細情報」で行います。

(2) 競争入札参加資格確認申請書の提出締切日時

令和3年1月13日（水）15時までに本システムの「資格確認」の「確認申請提出」により行ってください。ただし、書面による入札参加者にとっては、提出締切日時までに、「競争入札参加資格確認申請書（紙入札用）」を、14に掲げる所属へ郵送又は持参により提出してください。

結果通知は、令和3年1月20日（水）までに行います。

(3) 技術提案書等提出の日時及び方法等

令和3年1月21日（木）から同年2月5日（金）15時までに、14に掲げる所属へ、原則、郵送で提出してください。郵送による場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便としてください。ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、14に掲げる所属に持参する日時について調整を行ってください。

なお、郵送の場合は宛先に「三重県鈴鹿庁舎清掃・警備業務委託 技術提案書在中」と記載してください。

(4) 技術提案書聴取会の日時等

ア 日程は令和3年2月18日（木）の予定です。

なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。

イ 具体的な日時及び場所は後日連絡します。

ウ 技術提案書聴取会の所要時間は30分とし、説明は15分以内とします。

(5) 入札書提出の日時及び方法

令和3年2月22日（月）10時までに、本システムにより提出してください。

※ 入札書提出時には、入札金額内訳書の提出を要します。

提出を要する入札金額内訳書が次のいずれかに該当する者の入札については、規則第71条第7号により無効とします。

ア 入札金額内訳書を提出しないもの

イ 入札金額内訳書の金額と入札額が一致していないもの

ウ 一括値引き、減額の項目が計上されているもの

エ 記載すべき項目が欠けているもの

※ 提出された入札金額内訳書の取扱いについて

ア 入札金額内訳書は返却しません。また、入札金額内訳書は契約上の権利・義務を生じるものではありません。

イ 入札金額内訳書の差替及び再提出は認めません。

（再入札を行う場合）別途通知します。

書面により入札書を提出する場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、令和3年2月15日（月）から同月22日（月）10時までの間に、下記に指定する郵便局へ「局留郵便」として到着するよう送付してください。

（指定する郵便局）

三重県鈴鹿市西条4丁目96番地 鈴鹿郵便局

（封筒宛名等記載例）

送付先：513-8799 三重県鈴鹿市西条4丁目96番地

宛 先：鈴鹿郵便局留め

受取人：三重県鈴鹿地域防災総合事務所 地域調整防災室 総務課

案件名：三重県鈴鹿庁舎清掃・警備業務委託 入札書在中

- (6) 開札の日時及び場所
日時 令和3年2月22日(月)10時30分
場所 14に掲げる所属
※ 開札に立ち合いを希望される場合は、事前に14に掲げる所属へ連絡してください。
- (7) 落札候補者に求める書類提出の締切日時及び場所
落札候補者にあつては、令和3年2月24日(水)15時までに4(2)から(4)までの書類を14に掲げる所属へ提出してください。ただし、再入札を行う場合には、別途提出期限を定めます。
- 13 調達システム利用登録申請を担当する所属
〒514-8570 三重県津市広明町13番地
三重県出納局会計支援課 企画支援班 システム担当
電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784
- 14 入札・契約に関する事務を担当する所属
〒513-0809 三重県鈴鹿市西条5丁目117
三重県鈴鹿地域防災総合事務所地域調整防災室総務課 担当 矢田
電話 059-382-9785 ファクシミリ 059-382-9792
- 15 Summary
- (1) Subject Matter of the Contract:
Cleaning and Security Service of Suzuka Bureau Building of Mie Prefecture
- (2) Bid Submission Deadline:
(Electronic submission via the internet)
Bids submitted electronically must be received by 10:00 A.M. on Monday, February 22, 2021.
(Submission by registered mail)
Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Monday, February 15, 2021 and 10:00 A.M. on Monday, February 22, 2021.
- (3) Date and Time for the Open Bidding:
The meeting for the open bidding will begin promptly at 10:30 A.M. on Monday, February 22, 2021.
- (4) Managing Authority:
Suzuka Regional Disaster Prevention and General Affairs Office, Mie Prefecture
5-117 Nishijo, Suzuka city, Mie, 513-0809, Japan
TEL:059-382-9785

別記「落札者候補者決定基準」

落札者の決定に当たっては、本県にとって最適な事業者を選定するため、入札価格の評価に技術内容の評価を加算する総合評価一般競争入札を採用し、総得点の最も高い入札者を落札候補者とし、当該落札候補者の落札資格確認を行った後落札決定します。

提案書等の評価に当たり、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な事業者を選定するために、入札価格の評価(価格評価点)及び技術内容の評価(技術評価点…技術要件、企業要件及び全般)の観点で評価します。

1 入札価格の評価

入札価格が調査基準価格以下(入札価格 \leq 調査基準価格)の場合は、入札価格に対する点数(以下「価格評価点」といいます。)を、全ての入札価格について300点(満点)とします。

また、入札価格が調査基準価格を超える場合にあつては、次に示す計算式により算出します。

価格評価点 $=300 \times (\text{評価基準額} - \text{入札価格}) / (\text{評価基準額} - \text{調査基準価格})$

※ 入札価格が予定価格を超えた場合は、落札候補者としません。

※ 価格は全て税抜きとします。

2 技術内容の評価

【別表】技術評価欄に掲げる要件に基づき提案内容を審査し(聴取を含みます。)、技術評価点を算出します。

3 総合評価の方法及び落札候補者の決定方法

上記1及び2で評価した「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点が最も高い入札者を落札候補者とし、ます。

4 有効数字

「価格評価点」の算出は、1点未満を切捨てとします。

「技術評価点」の算出は、小数点第2位以下を切捨てとします。

- 5 合計点数の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき。）の対応
- (1) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が異なる場合
「技術評価点」が高い入札者を落札候補者とします。
 - (2) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が同じ場合
 - ア 「技術評価点」のうち、技術要件項目の評価点が異なる場合にあつては、技術要件項目の評価点が高い入札者を落札候補者とします。
 - イ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあつては、「入札価格」が低い入札者を落札候補者とします。
 - ウ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあつて、さらに「入札価格」が同じ場合にあつては、くじ引きにて、落札候補者を決定するものとします。
- 6 評価項目及び配点方法について
「価格評価点」と「技術評価点」の得点配分は 1:1 とし、「価格評価点」300 点、「技術評価点」300 点の計 600 点満点とします。
評価項目毎の点数配分は【別表】のとおりです。
- 7 低入札価格調査制度について
調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札の決定を保留し、低入札価格調査の実施後に落札者を決定します。
なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限る。）へ同様の調査を実施するものとします。

【別表】

評価区分	評価項目		評価点	
	大項目	中項目	大項目	中項目
価格評価	価格要件	調査基準価格との比較	300	300
技術評価	技術要件 (清掃業務)	研修体制	100	18
		履行体制及び品質保証取組		60
		苦情処理		5
		検査体制		10
		顧客満足度向上への取組		7
	技術要件 (警備業務)	研修体制	100	18
		履行体制		60
		苦情処理		5
		検査体制		10
		顧客満足度向上への取組		7
	企業要件	契約実績	60	20
		従業員の雇用		20
		次世代育成支援活動		10
		地域社会貢献度		10
全般	業務の取組姿勢	40	40	
合 計			600	600

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地
三重県総務部法務・文書課
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>